

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
対応ガイドライン

令和3年8月  
大分県教育庁教育改革・企画課  
体育保健課

※感染症にかかる疫学調査は保健所の業務であり、あくまで保健所業務が逼迫した状況下における例外的な対応として整理したものである。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

○学校は日頃から、生徒や教職員に対し、本人又は同居家族が PCR 検査等を受検した場合やその検査結果については速やかに学校に連絡することを徹底する。

○学校は、感染者の連絡があった際は、速やかに、当該生徒等の情報を収集する。  
＜整理すべき情報の例＞

① 生徒の氏名、年齢、性別、所属クラス、居住地、最終登校日、部活動の有無、家族構成（※）等の基本的事項

※学校に通う兄弟姉妹の学校名・名前・年齢・学年を含む同居家族の情報

② 症状がある場合はその2日前、症状がない場合は陽性が判明した2日前を目安に、当該生徒の行動履歴を確認・整理

③ 行動履歴により学校での活動がある場合は、当該活動の関係者の情報を整理

(例) 同じクラスの生徒・担任の名簿、部活動に参加している場合は部員の名簿、教育活動で接触のあった者、等

④ その他必要な事項

○校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにする。生徒等が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる。

また、学校は感染者が発生したことについて学校医にも情報を共有する。

## 2. 濃厚接触者等の特定について

○生徒等の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者の特定等のための調査は、通常、保健所が行うが、保健所業務の逼迫により、対応に時間を要する、若しくは対応が困難な状況において、保健所の要請等があった場合に、学校は、以下の考え方を踏まえつつ、学校（寮等を含む）における濃厚接触者等の候補者リストを作成する。作成後、判断に使用した関係資料（行動履歴、座席表、その他必要に応じて）とともに保健所に提出する。

※学校だけでの対応が困難な場合、教育委員会の保健師を派遣し（派遣できない場合はメール・電話での相談も含む）連携して対応（学校との連絡調整は県教育委員会の所管課にて行う）

### <濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する者とする。

#### ①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態でなかったかについても確認する。

## ②濃厚接触者周辺の検査対象となる者（その他接触者）の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

- 保健所は提出されたリストを踏まえ、濃厚接触者等を決定し検査を実施する。濃厚接触者として検査対象になったことについては、保健所が本人又は保護者等に連絡する。

## 3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

- 設置者は、まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間、臨時休業を行うことを検討。（ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意）
- その後、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、設置者は次の必要な対応として、必要に応じて学校医等とも相談しつつ、学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を検討。

### 【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ①同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
  - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④ その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、関係者の検査結果が判明し、それ以上の検査の広がりが無い見込みが得られるまでとする。

#### 【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖する必要がある場合など、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖する必要がある場合など、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。